

第16回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフトアキバプラザ5階
レセプションホール

議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時45分まで

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

ビープラッツ株式会社

証券コード：4381

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町3番地
ビープラッツ株式会社
代表取締役社長 藤田 健治

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、株主の皆様の安心・安全の確保を最優先に、極力、事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書またはインターネットにて、2022年6月21日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
（受付開始時間は午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階 レセプションホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bplats.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. 操作方法に関する問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 (0120) 652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行証券代行部

【電話】 (0120) 782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

事業報告

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う影響により、国内景気は依然として厳しい状況にあり、一部に持ち直しの動きもあるものの、経済の回復は道半ばの状況にあります。加えて、ロシア・ウクライナ情勢に起因した経済制裁や資源高騰などにより、国内外の経済状況や企業の事業活動に影響が出ております。

一方、当社グループを取り巻く事業環境としては、近年消費者の価値観が「所有」から「利用」、「モノ」から「コト」へ変化する中で、「サブスクリプションビジネス」がBtoCの分野で先行的に拡大しており、すでに「サブスクリプション」はビジネスモデル変革の一つのキーワードとして広く業界に認知されるに至っております。こうした中で、トヨタ自動車の「KINTO」のように、日本企業、製造業においても「モノ」を中心とした売り切り型のビジネスモデルから、顧客に新たな体験価値を提供し継続的に対価を得る「コト」を中心としたビジネスモデルへと軸足を移そうという動きが具体的に始まっていると思料しております。また、近年は、技術革新に加え、社会生活の態様の変化を踏まえ、日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進んでいく環境が出来上がりつつあるものと思料しておりますが、加えて、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を契機に、コンタクトレス・エコノミーへの対応が求められる時代にもなりました。

このような環境において、当社グループは創業以来「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供を一貫して行っております。サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いと見られ、今後も事業機会は増加していくものと想定しております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により社会経済活動が制約を受けておりますが、一方で、中長期的には、社会生活の態様の変化から日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進み、日本企業のビジネスモデルのサブスクリプション型ビジネスへの転換が従来よりも加速していく可能性もあり、その場合には、当社の主力製品である汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」は、より一層の支持を受けるものと期待されます。

当社グループでは、全てのサブスクリプションビジネスを取り込み得る将来的な拡販の可能性とそれに伴う企業成長を目指し、2017年半ばより汎用製品である「Bplats® Platform Edition」を主力製品として、

当期においても引き続きその拡販に注力しております。

この主力製品につきましては、株式会社KINTO、NTTコミュニケーションズ株式会社、コニカミノルタジャパン株式会社、株式会社NTTデータなどの有力企業に採用されるなど実績を着実に積み重ねております。このように、当社製品はサブスクリプションビジネス事業者の業態・業界を選ばず支持を受けており、日本企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を支援するプラットフォームシステムとして着実な事業進捗を重ねているものと判断しております。

また、「Bplats® Platform Edition」で実現する「エコシステムがつながる」という当社の強みの機能向上を推進し、多様なニーズに対応すべく、新たなオプション機能の開発を継続的に進めており、前連結会計年度においては、「パートナー機能」「二要素認証」「API刷新」「Subscription Analytics（経営指標分析ツール）」などの開発に取り組みましたが、当連結会計年度におきましても、サブスクリプションサービスの“オンライン”と“オフライン実店舗”による顧客接点をサポートする「会員証機能」、アドビ株式会社と提携しサブスクリプション契約の真正性を担保し履歴の追跡を可能とする「電子サイン機能」、自社のサブスクリプションサービスを他事業者のサブスクリプションマーケットプレイスを通じて提供できる新サービス「Bplats Connect」の開発を行っております。

新サービス「Bplats Connect」を活用すると、大手のサブスクリプションマーケットプレイスを展開する事業者自社のサブスクリプションサービスを登録し新しい顧客層にサービスや商品を提供することや、複数の「Bplats」の利用者が集まって一つのマーケットプレイス型サイトを新たに開設することによりスマートシティやスマートビルディングといった個々の目的にあった新たなマーケットプレイスに参加する各企業のサブスクリプションを簡単に取りまとめ新規のビジネスを立ち上げることが可能になります。当連結会計年度においては、トヨタファイナンス株式会社の「TFC SubscMall」において、「Bplats® Platform Edition」が採択されました。サブスクリプションのマーケットプレイスの開設、全国のトヨタの販売店などが参加しての店舗とオンラインを融合した顧客接点の創出などによる、サブスクリプションの新しいビジネスモデルの実現に「Bplats®」をご活用いただきます。また、サブスクリプションビジネスを展開する外部事業者の商材を新機能「Bplats® Connect」の活用により品揃えすることなどにより、お客さまの多様なニーズにお応えする様々な企業が参加できる仕組みが創出されます。ビープラッツは、新しい顧客体験をサブスクリプションモデルで提供する“新しいつながり、新しいデジタル共創”を支援してまいります。

目下、現代社会のテーマになっているサステナブル（持続可能）を実現するための要素として、「環境エネルギー問題への取り組み」、「大量生産・廃棄からの脱却」、「社会課題解決のための先端技術の活用」などに、大変注目が集まっています。このような時代が求める背景に適應するためには、メーカーやサービス提供事業者単体の技術や商品、サービスだけで実現することは困難となりつつあり、また、顧客側が商品、サービスを組み合わせるためには、サービス提供元の多くが「連携」・「共創」してサービスをワンストップで提供するような取り組みが不可欠となると考えます。これからさらに進化を続ける世の中のニーズ

に合わせ、サブスクリプションをつくる、管理するという時代から、サブスクリプションを使いこなして、“新しいつながり、新しいデジタル共創”を行う時代に向けたサービスの提供をしていくことで、サステイナブルな社会へと貢献してまいります。このような背景から「Bplats Connect」の開発を行っており、サステイナブルな時代の要請に的確に応えていくサービスになるものと考えております。

当社といたしましては、このように主力製品「Bplats® Platform Edition」の機能向上を進めつつ、直販営業の強化に加え、販売パートナーの拡充と販売パートナーへの営業支援を強化し新規契約社数の拡大に注力しております。

直販営業に関しましては、当連結会計年度においては、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社ベイカレント・コンサルティングとの共催によるオンラインセミナー「DX⇄サブスクリプション2021」、アドビ株式会社との共催によるオンラインセミナー「サブスクリプションセミナー2021」、トヨタファイナンス株式会社との共催によるオンラインセミナー「[Offline to Online]トヨタ販売店とはじめる新しいサブスクリプション」の開催、「Japan IT Week」への出展等、各種セミナー・講演、メルマガ配信、各種媒体へのプレゼンスなど、マーケティング活動の強化を進め、リード獲得、商談化へとつなげてまいりました。販売パートナー経由の販売に関しましては、継続的な販売契約に基づく販売パートナーが、2018年3月期末はファイナンス系2社であったものが、2021年3月期末にはSI系企業へのOEM（相手先ブランドによる提供）やコンサルティングファーム等も含め11社となっておりますが、当連結会計年度において新たに販売パートナーとなったBIPROGY株式会社（旧日本ユニシス株式会社）、NECソリューションイノベータ株式会社を加え、現在13社となったパートナーと連携し再販等の営業強化を進めております。それらの結果、当連結会計年度における受注件数は122件（前期比107.0%）、当連結会計年度末における契約社数（無償版契約者数を含む）は169社（前期末比+23社）と着実に契約は伸長しております。また、当連結会計年度におけるSPOT件数に占める販売パートナー経由のSPOT件数の比率は42.6%（前期18.4%比+24.2pt）と、新規契約獲得における販売パートナーによる営業の成果も着実に進捗しているところであります。

当社といたしましては、こうした販売戦略を通じ新規契約社数の拡大に注力することで、引き続き中長期的な成長を目指して当社グループの顧客基盤及びサブスクリプション収益（ストック型の月額収益、オプション追加収益）の拡大に努めてまいります。なお、当連結会計年度において、売上高に占めるストック収入の割合は、約7割に迫る67.6%（前期59.3%比+8.3pt）、スポット収入に占めるオプション機能の提供を含む初期費用等の割合は、8割を超える85.4%（前期81.8%比+3.6pt）、とそれぞれ着実に進捗しております。

市場の拡大に向けた新たな取り組みとしては、2020年10月にはリモートワークや新しい働き方で求められる「B2E（Business to Employee）サブスクリプション」のための「サブかん®」の提供を開始しました。「サブかん®」は、昨今急速に対応を迫られる企業内のデジタル・トランスフォーメーション（DX）や働き方改革を支援するツールとして開発したあらゆる業種・業態の企業の課題解決に寄与しうる新製品とな

ります。当社は「サブかん®」の提供を通じ企業内サブスク管理の新たな市場の開拓に努めております。

また、当社は地域の中堅・中小企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の支援を目的に「地域DXプロジェクト」を開始しております。その第一弾として北九州システムインテグレータネットワークとの「Kitakyushu SlerNet DX Marketplace」の取り組みが決定し、システムプラットフォームとして「Bplats®」が採用されました。ロボットやAIツール等DX関連のサービスを中心とした北九州システムインテグレータネットワークの会員企業各社のサービスをサブスクリプションモデルで提供するマーケットプレイス機能を持つWebサイトとして2021年1月にサイトオープンをしております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は808,721千円（前期比7.1%増）、営業利益は18,568千円（同47.9%減）、経常利益は14,582千円（同58.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は10,881千円（同64.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、301,434千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容は当社ソフトウェア開発による投資294,062千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 産業構造の変化とそれに対応する当社への期待貢献

当社を取り巻く環境としては、新型コロナウイルスの感染拡大が容易には沈静化しない環境下、国内景気の本格的な持ち直しが見通しにくい経済状況が続く一方、シェアオフィスやカーシェア等に代表されるシェアリングエコノミー、レンタルサービス、会員制サービス等の様々な業界の「所有から利用へ」という新たなビジネスモデルが世界的に広く指向され、「サブスクリプション（継続）」型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが本格化しております。当社製品「Bplats®」はこれらのニーズに汎用的に対応可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に従従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要があることを対処すべき課題と認識しております。

② 拡大する市場に対する対応

サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広く、また、今後はデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みにより社会生活への変革が一層加速していくものと認識し、事業機会は増加していくものと想定しております。顕在するニーズのみならず、予測されるニーズにも適応しうる商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が必要であると認識しております。

③ データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えております。

④ 製品開発への積極的な投資

経営方針として、製品開発に対する積極的な投資による、製品の高付加価値化や品質の向上、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらす、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、信頼性の更なる向上により当社業域の拡大を目指すものであります。

⑤ 戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化しパートナー戦略（販売協力・OEM）を推進し、様々な顧客の新規事業ニーズを早期に汲んでいき販売力の強化を図ってまいります。また、それら販売パートナーが有効な販売活動を実現するために必要なサポートを継続して行っていくことが当社にとっても意義あるものと理解しております。

⑥ システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

⑦ 海外市場への展開

当社は、国内のみならず、サブスクリプション市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早くプラットフォームを提供することが重要な課題であると考えております。現在、当社のプラットフォームを用いた日本国内企業の海外事業展開を実現させております。当社では、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

⑧ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2018年度	第14期 2019年度	第15期 2020年度	第16期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (千円)	—	537,267	754,742	808,721
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	—	△174,283	35,004	14,582
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	—	△184,802	30,950	10,881
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	—	△80.08	13.30	4.59
総 資 産 (千円)	—	898,369	940,808	964,468
純 資 産 (千円)	—	358,228	404,499	440,642

(注) 第14期より連結計算書類を作成しておりますので、第13期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2018年度	第14期 2019年度	第15期 2020年度	第16期 (当事業年度) 2021年度
売 上 高 (千円)	635,266	534,571	754,083	802,332
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	4,799	△175,548	52,340	15,174
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	8,527	△186,918	30,854	11,074
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	3.74	△80.99	13.26	4.67
総 資 産 (千円)	791,820	876,520	931,679	957,671
純 資 産 (千円)	507,702	339,335	396,452	433,422

(注) 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
株式会社サブスクリプション総合研究所	10,000千円	100.0%	出版・講演事業 コンサルティング事業
株式会社サブスコア	30,000千円	51.0%	サブスクリプション カスタマーサクセス事業

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
サブスクリプション事業	Bplats® Platform Edition、Bplats® Channel Edition

(8) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
ビープラッツ・サブスクリプションセンター	福岡県北九州市

② 子会社

株式会社サブスクリプション総合研究所	東京都千代田区
株式会社サブスコア	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
59名	8名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	8名増	34.5歳	3.93年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	213,310
株式会社三井住友銀行	120,831
株式会社りそな銀行	88,892

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,378,206株（うち自己株式769株） |
| (3) 株主数 | 1,718名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
東京センチュリー株式会社	750,000	31.54
篠崎 明	142,000	5.97
NOMURA P B NOMINEES LIMITED D OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	111,100	4.67
T K S アセットマネジメント株式会社	100,000	4.20
宮崎 琢磨	64,974	2.73
株式会社ネットワークド	63,340	2.66
西村 彰	55,000	2.31
株式会社SBI証券	48,700	2.04
楽天証券株式会社	42,400	1.78
藤田 健治	39,421	1.65

（注）持株比率は自己株式（769株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役を除く。）	7,724	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

（譲渡制限付株式報酬）

当社は、2019年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は2021年6月23日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、普通株式8,650株を発行いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2014年6月25日	2016年3月23日
新株予約権の数		587個	1,101個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,480株 (注) 1	普通株式 44,040株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 14,500円 (1株当たり 363円) (注) 1	新株予約権1個当たり 17,000円 (1株当たり 425円) (注) 1
権利行使期間		2016年6月28日から 2024年6月24日まで	2018年4月1日から 2026年3月22日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 486個 目的となる株式数 19,440株 保有者数 3人 (注) 3	新株予約権の数 867個 目的となる株式数 34,680株 保有者数 3人 (注) 3
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2017年3月15日	2017年9月15日
新株予約権の数		288個	172個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,520株 (注) 1	普通株式 6,880株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 26,000円 (1株当たり 650円) (注) 1	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 1,250円) (注) 1
権利行使期間		2019年3月18日から 2027年3月14日まで	2019年9月21日から 2027年9月14日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人 (注) 3	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

(注) 1. 2017年10月12日開催の取締役会決議に基づき、2017年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で、また2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社との関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします（バッシング方式）。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします（バッシングにて発生する端数は切り上げます。）。
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

3. 取締役のうち1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものとなります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
取 締 役 会 長	石 橋 克 彦	東京センチュリー株式会社 常任顧問
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 健 治	株式会社サブスクリプション総合研究所 取締役 株式会社サブスコア 取締役 TKSパートナーズ株式会社 取締役 TKSアセットマネジメント株式会社 取締役
取 締 役 副 社 長	宮 崎 琢 磨	株式会社サブスクリプション総合研究所 代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	伊 藤 淳 一	株式会社サブスクリプション総合研究所 取締役
取 締 役	花 輪 正 一	
取 締 役	澤 田 脩	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 社外取締役 本多通信工業株式会社 社外取締役 株式会社グルーヴノーツ 社外取締役 株式会社スキャる 社外取締役
取 締 役	上 山 亨	カケルパートナーズ合同会社 代表社員 HEROZ株式会社 取締役（監査等委員） 株式会社いつも 取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	太 田 充 生	
監 査 役	平 田 幸 一 郎	平田公認会計士事務所 所長 有限会社アドバンスワン 取締役社長 株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外監査役 ランサーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所 所長 有限会社ティーシーピー 取締役社長 株式会社ユーザーローカル 社外監査役 株式会社Will Smart 社外監査役

- (注) 1. 取締役石橋克彦氏、澤田脩氏、上山亨氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役澤田脩氏、上山亨氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役太田充生氏、平田幸一郎氏、田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田中裕幸氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月23日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉野康司氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役等の報酬の決定プロセスにおける透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項、その他取締役等の報酬に関する重要な事項を審議しておりますが、当該審査結果を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会にて決定しております。

決定方針の概要は以下の通りであります。

a. 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

全体報酬を基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬、で構成することとし、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬を除く部分を月例の固定報酬である基本報酬として、役位、職責等に応じ総合的に勘案し、その額を決定する。

ただし、社外取締役については報酬の性格や役割期待などを踏まえ基本報酬のみで構成することとする。

b. 業績連動報酬等における業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

短期業績に応じて変動させる業績連動報酬の業績指標として、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるための業績指標を設け、毎年の事業計画に対する達成状況に応じて変動させる現金報酬とし、その額を決定する。

- c. 非金銭報酬等における非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針
中長期の業績向上、企業価値向上への貢献へのインセンティブとして業績などを総合的に勘案して譲渡制限付株式報酬を非金銭報酬とし、その額を決定する。
- d. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
上位の役位であるほど全体報酬に占める業績連動報酬や譲渡制限付株式報酬の割合を原則として高くし、報酬委員会の答申内容で示された割合を踏まえ、決定する。
- e. 報酬等を与える時期または条件の決定方針
在任期間中に、原則として基本報酬と業績連動報酬は月例、譲渡制限付株式報酬は年次、で支給することとし、取締役会において時期等を決定する。
- f. 個人別の報酬等の内容についての決定の再一任
個人別の報酬等の内容についての決定の再一任は行なわないこととする。
- g. 個人別の報酬等の内容についての決定の方法
独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置し、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項等について当該委員会に諮問し、その答申を踏まえて、前記 a～f の決定方針等を含めて取締役会が決定する。
- h. 個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項
該当事項はなし。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針に基づく具体的な取締役の個人別の報酬等についての報酬委員会の答申結果を踏まえて取締役会にて決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の限度額は、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額20百万円以内、年10,000株以内、譲渡制限期間3年間から30年間以内、の譲渡制限付株式報酬の支給を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬等の限度額は、2016年6月22日開催の第10回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83,932 (7,800)	54,861 (7,800)	13,405 (—)	15,665 (—)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高、経常利益であり、事業計画に対する達成状況に応じ決定しております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会からの諮問を受けて報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行った上で取締役会に対して答申を行っております。
4. 監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- 取締役 石橋克彦氏の兼務先である東京センチュリー株式会社は、当社株式の31.54%を保有する大株主であります。なお、当社は同社との間で当社主力製品の利用に関する取引関係があります。
 - 取締役 澤田脩氏の兼務先であるブレインセラーズ・ドットコム株式会社、本多通信工業株式会社、株式会社グルーヴノーツ及び株式会社スキャると当社との間には特別の関係はありません。
 - 取締役 上山亨氏の兼務先であるカケルパートナーズ合同会社、HEROZ株式会社及び株式会社いづもと当社との間には特別の関係はありません。
 - 監査役 平田幸一郎氏の兼務先である有限会社アドバンスワン、平田公認会計士事務所、株式会社エンバイオ・ホールディングス及びランサーズ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - 監査役 田中裕幸氏の兼務先である有限会社ティーシーピー、田中法律会計税務事務所、株式会社コーザローカル及び株式会社Will Smartと当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	石橋克彦	社外取締役就任後に当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、上場企業での業務執行責任者としての豊富な経験に基づき、監督、提言を行っております。また、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、適宜提言を行っております。
社外取締役	澤田 脩	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。また、報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度開催の委員会1回のうち1回に出席し、独立的な立場から報酬制度設計に関する事項について提言・運営を行っております。
社外取締役	上山 亨	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、経営と金融等に関する幅広い見識に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。また、報酬委員会の委員を務めております。当事業年度開催の委員会1回のうち1回に出席し、独立的な立場から報酬制度設計に関する事項について提言を行っております。
社外監査役	太田 充生	社外監査役就任後に当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	平田 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	田中 裕幸	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制アドバイザー・サービスを委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、2019年4月度の取締役会にて決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社の取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。
- ② 代表取締役社長が内部監査部長を内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ③ 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。
- ② 取締役及び使用人のリスク管理意識向上のために、勉強会、研修を定期的を実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の業務の適正を確保する観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導及び支援を行う。
 - ② 子会社の管理は、事業推進本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
 - ③ 当社企業グループの健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
 - ④ 当社企業グループにおける業務の適正の確保のため、監査役は子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は、監査役職務を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。
 - ② 監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ③ 監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ③ 当社の取締役及び使用人は、会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。
 - ④ 当社の定める内部通報制度において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を保障する。
 - ⑤ 子会社の取締役及び使用人は、子会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、子会社の監査役への報告に加え、当社監査役への報告等、前項7-④と同様の対応を行うものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部長の判断のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に取り締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ③ 監査役は、内部監査責任者及び内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査責任者及び内部監査担当者に調査を求めることができる。
- ④ 監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社は、社内共有サーバにコンプライアンス規程等を保存して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。
- ② 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役社長との間で意見交換を行っております。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	408,693	流動負債	272,627
現金及び預金	246,112	買掛金	27,361
売掛金	121,575	1年内返済予定の長期借入金	173,340
商品	280	未払金	25,863
貯蔵品	102	未払法人税等	5,207
その他	40,622	その他	40,853
固定資産	555,774	固定負債	251,198
有形固定資産	10,485	長期借入金	249,693
建物	3,178	資産除去債務	1,505
工具、器具及び備品	7,307	負債合計	523,825
無形固定資産	516,779	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	484,796	株主資本	435,440
ソフトウェア仮勘定	31,982	資本金	519,152
投資その他の資産	28,509	資本剰余金	389,152
投資有価証券	814	利益剰余金	△471,223
繰延税金資産	24,685	自己株式	△1,641
その他	3,010	非支配株主持分	5,202
		純資産合計	440,642
資産合計	964,468	負債・純資産合計	964,468

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		808,721
売上原価		377,686
売上総利益		431,034
販売費及び一般管理費		412,465
営業利益		18,568
営業外収益		
受取利息	2	
雑収入	562	565
営業外費用		
支払利息	4,336	
株式交付費	215	4,551
経常利益		14,582
税金等調整前当期純利益		14,582
法人税、住民税及び事業税		10,904
法人税等調整額		△6,569
当期純利益		10,247
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△633
親会社株主に帰属する当期純利益		10,881

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	506,102	376,102	△482,105	△1,436	398,663
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	13,049	13,049			26,099
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			10,881		10,881
自 己 株 式 の 取 得				△204	△204
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	13,049	13,049	10,881	△204	36,777
当 期 末 残 高	519,152	389,152	△471,223	△1,641	435,440

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	5,835	404,499
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		26,099
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益		10,881
自 己 株 式 の 取 得		△204
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△633	△633
当 期 変 動 額 合 計	△633	36,143
当 期 末 残 高	5,202	440,642

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社サブスクリプション総合研究所

株式会社サブスコア

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～15年

工具、器具及び備品3～10年

②無形固定資産

顧客サービスに利用するソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時の費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末は回収不能額を見込んでいないため、残高はありません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業は、サブスクリプション型ビジネスの実現や拡大を支援するサブスクリプション型ビジネスモデルの構築サービスと、当社が開発・運用するSaaS形式のWebサービスおよびその関連・周辺のサービス提供で構成されております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主たる事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①初期費用・初期開発等

顧客のサブスクリプション型サービス提供モデルを構築し、当該成果物を納め、当該成果物の対価及びその導入コンサルティングの対価等を顧客から受領するものであります。顧客が検収した時点で当該サービスに対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

②月額利用料等

当社が提供するSaaS形式のWebサービス利用のためライセンスの使用許諾を付与し、当該利用の対価を顧客から受領するものであります。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

ビープラッツ株式会社の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,485千円
顧客サービスに利用するソフトウェア	482,333 //
顧客サービスに利用するソフトウェア仮勘定	31,982 //
その他のソフトウェア	2,463 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の主たる事業はサブスクリプション取引管理用のITプラットフォーム「Bplats® (ビープラッツ)」の顧客への提供であり、当該顧客サービスに利用するソフトウェアを主たる資産とする全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

業績が事業計画どおりに進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合等には、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候に該当する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上することとしております。

当社は、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で事業計画に基づいて検討した結果、当連結会計年度において減損の兆候が認められないと判断しました。

なお、減損の兆候判定に利用した事業計画には、初期費用・初期開発等に関する収益は翌期予算に一定のストレスをかけた額が継続する、また、月額利用料等に関する収益は足元のサブスクリプション市場の成長率が継続する、という仮定が含まれております。当該仮定は、将来の市場環境の変動により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアを主たる資産とする資産グループの評価に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	24,969千円
建物	1,332 //
工具、器具及び備品	23,637 //

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

 普通株式 2,378,206株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

 該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2014年6月25日	普通株式	23,480株
2016年3月23日	普通株式	44,040株
2017年3月15日	普通株式	11,520株
2017年9月15日	普通株式	6,880株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※)	423,033	422,237	△795
負債計	423,033	422,237	△795

(※) 1. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 「現金及び預金」、「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	814

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	246,112	—	—	—
売掛金	121,575	—	—	—
合計	367,688	—	—	—

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	173,340	161,672	88,021	—	—	—
合計	173,340	161,672	88,021	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	—	422,237	—	422,237
負債計	—	422,237	—	422,237

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産 183円16銭

1 株当たり当期純利益 4円59銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	サブスクリプション事業		その他	合計
	初期費用 初期開発等	月額利用料等		
一時点で移転される 財又はサービス	241,757	—	1,200	242,958
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	—	547,528	18,234	565,762
顧客との契約から生じる収益	241,757	547,528	19,435	808,721
外部顧客への売上高	241,757	547,528	19,435	808,721

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 2. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については該当事項はありません。契約負債については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	390,804	流動負債	273,050
現金及び預金	230,359	買掛金	27,291
売掛金	119,743	1年内返済予定の長期借入金	173,340
貯蔵品	102	未払金	26,692
前払費用	38,401	未払費用	30,144
未収入金	637	未払法人税等	4,992
その他	1,560	預り金	6,415
固定資産	566,867	前受収益	612
有形固定資産	10,485	その他	3,563
建物	3,178	固定負債	251,198
工具、器具及び備品	7,307	長期借入金	249,693
無形固定資産	516,779	資産除去債務	1,505
ソフトウェア	484,796	負債合計	524,249
ソフトウェア仮勘定	31,982	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	39,602	株主資本	433,422
投資有価証券	814	資本金	519,152
関係会社株式	11,092	資本剰余金	389,152
繰延税金資産	24,685	資本準備金	389,152
その他	3,010	利益剰余金	△473,241
		その他利益剰余金	△473,241
		繰越利益剰余金	△473,241
		自己株式	△1,641
		純資産合計	433,422
資産合計	957,671	負債・純資産合計	957,671

損益計算書

(自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	802,332
売上原価	375,244
売上総利益	427,088
販売費及び一般管理費	408,757
営業利益	18,331
営業外収益	
受取利息	2
業務受託収入	840
雑収入	552
営業外費用	
支払利息	4,336
株式交付費	215
経常利益	15,174
税引前当期純利益	15,174
法人税、住民税及び事業税	10,570
法人税等調整額	△6,470
当期純利益	11,074

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	506,102	376,102	376,102	△484,316	△484,316
当期変動額					
新株の発行	13,049	13,049	13,049		
当期純利益				11,074	11,074
自己株式の取得					
当期変動額合計	13,049	13,049	13,049	11,074	11,074
当期末残高	519,152	389,152	389,152	△473,241	△473,241

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,436	396,452	396,452
当期変動額			
新株の発行		26,099	26,099
当期純利益		11,074	11,074
自己株式の取得	△204	△204	△204
当期変動額合計	△204	36,970	36,970
当期末残高	△1,641	433,422	433,422

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～15年

工具、器具及び備品3～10年

(2) 無形固定資産

顧客サービスに利用する
ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時の費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能額を見込んでいないため、残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、サブスクリプション型ビジネスの実現や拡大を支援するサブスクリプション型ビジネスモデルの構築サービスと、当社が開発・運用するSaaS形式のWebサービスおよびその関連・周辺のサービス提供で構成されております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主たる事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①初期費用・初期開発等

顧客のサブスクリプション型サービス提供モデルを構築し、当該成果物を納め、当該成果物の対価及びその導入コンサルティングの対価等を顧客から受領するものであります。顧客が検収した時点で当該サービスに対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

②月額利用料等

当社が提供するSaaS形式のWebサービス利用のためライセンスの使用許諾を付与し、当該利用の対価を顧客から受領するものであります。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

ビープラッツ株式会社の固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,485千円
顧客サービスに利用するソフトウェア	482,333 //
顧客サービスに利用するソフトウェア仮勘定	31,982 //
その他のソフトウェア	2,463 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の主たる事業はサブスクリプション取引管理用のITプラットフォーム「Bplats® (ビープラッツ)」の顧客への提供であり、当該顧客サービスに利用するソフトウェアを主たる資産とする全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

業績が事業計画どおりに進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合等には、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候に該当する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上することとしております。

当社は、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で事業計画に基づいて検討した結果、当事業年度において減損の兆候が認められないと判断しました。

なお、減損の兆候判定に利用した事業計画には、初期費用・初期開発等に関する収益は翌期予算に一定のストレスをかけた額が継続する、また、月額利用料等に関する収益は足元のサブスクリプション市場の成長

率が継続する、という仮定が含まれております。当該仮定は、将来の市場環境の変動により影響を受けるため不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアを主たる資産とする資産グループの評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額	
有形固定資産	24,969千円
建物	1,332 //
工具、器具及び備品	23,637 //
2. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
金銭債権	4,739千円
金銭債務	1,595 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	41,123千円
売上原価	1,000 //
販売費及び一般管理費	35,774 //
営業取引以外の取引 (収入)	840 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	769株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	26,182千円
未払賞与	6,968 //
未払事業税	1,289 //
資産除去債務	461 //
減価償却超過額	64,579 //
株式報酬費用	13,405 //
投資有価証券	2,669 //
関係会社株式	2,825 //
その他	1,046 //
繰延税金資産小計	119,427千円
評価性引当額	△94,436 //
繰延税金資産合計	24,990千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	305千円
繰延税金負債合計	305千円
繰延税金資産純額	24,685千円

(関連当事者との取引に関する注記)

個人

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	藤田 健治	東京都	—	—	(被所有) 直接 7.2	資金の 借入	借入金の 返済	150,000	短期 借入金	—
							支払利息	733	未払費 用	—

(注) 1. 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産 182円31銭

1株当たり当期純利益 4円67銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 白田 英生

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビープラッツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビープラッツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

白田 英生

公認会計士

水野 龍也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビープラッツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘するべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

ビープラッツ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	太田 充生	印
監査役（社外監査役）	平田 幸一郎	印
監査役（社外監査役）	田中 裕幸	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第12条を変更するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則) (株主総会の招集に関する経過措置) 第1条 現行定款第12条(招集)の変更は経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置) 第2条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 澤田 脩氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
てるぬま ひろし 照沼 大 (1968年1月22日生)	1991年5月 アンダーセン コンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 1995年9月 株式会社プレステージインターナショナル 入社 1998年7月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 入社 2008年7月 当社 取締役 2014年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 執行役員 2018年4月 Kotozna株式会社 取締役(現任) 2020年12月 カメラブ株式会社 取締役(現任) 2021年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常務執行役員	—

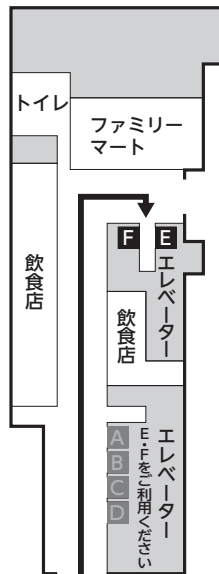
- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者、照沼大氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
照沼大氏はベンチャーキャピタルにて業務執行者として投資や企業経営に関与した豊富な経験と実績を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。照沼大氏の選任をご承認いただいた場合、同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 新任取締役候補者、照沼大氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 照沼大氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。
8. 「所有する当社の株式数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

<メモ欄>

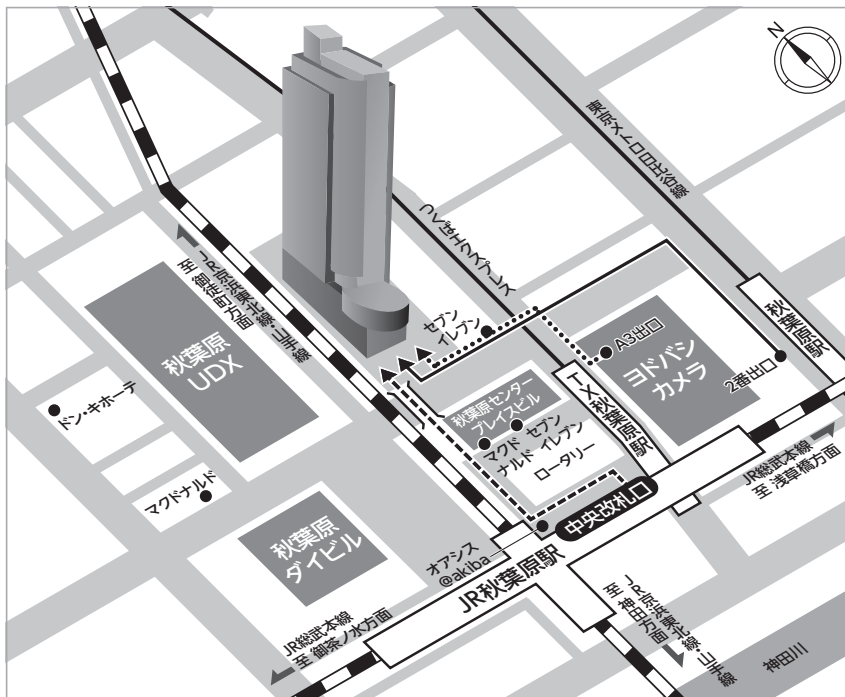
株主総会会場ご案内図

■アキバプラザ 1階 フロアマップ



正面入口

JR秋葉原駅中央改札口方面より
東京メトロ日比谷線秋葉原駅2番出口より
つくばエクスプレス秋葉原駅A3出口より



最寄駅

J R 秋葉原駅
(中央改札口)

つくばエクスプレス秋葉原駅
(A3出口)

東京メトロ日比谷線秋葉原駅
(2番出口)

徒歩2分



徒歩2分



徒歩3分



会場

東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階
レセプションホール

※ 会場には駐車場の用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。